

平成30年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年7月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第27号 競売買受適格証明願について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第30号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第31号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今から、平成30年度第4回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、指名させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございます。議事録署名人を、11番 鐵本委員、12番 筏津委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席者はございません。出席率100%でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、(4) 連絡報告事項をお願いいたします。

事務局 別紙でお配りしております平成30年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

議 長 続きまして、6月の農家相談会。1件あったようでございますので、美田委員、影山委員、代表の方、報告をお願いします。美田委員。

8番 8番 美田です。先月の20日にありまして、相談者は〇〇の〇〇〇〇さんでございました。〇〇の農地開発した場所なんですけど、耕作者がなかなかなくて、〇〇〇〇がいっぺん借りてやっと思った農地になるんですけども、その分の中での1点、資料が入っと思えますけど、②の関係の土地、スイカを作らしてもらっけども良い土地なもんで、こんどは大型ハウスを建てたい。地主さんと面識がないもんで、ハウスを建てたはいいがすぐに期限がくれば撤去してくれと言われても、期限はあと3年ぐらいはあるわけですけれども、3年ぐらいでハウス撤去されるようなことになると困るということで、なんとかもうちょっと長い期間使わせてもらえるようにならんだろうかと相談がありました。地主さんは〇〇の人で、私が家に参りまして話をしました。その人は、

自分としては、そこでの土地で農業するという事は考えとらんもんで、若い人だし使ってもらって結構だけでも、もし、何年か先に手放すことになった時に、ハウスをそのまま撤去せずに荒らしたまんまで手放されても困る。今まで経験したことがあるんでそういうことを言わしてもらうけども、そういうことの無いように一筆でも入れてもらったらありがたいが。そういうことをしてもらえれば建ててもらって結構だという答えをいただいております。〇〇さんにそのように言いましたら、当然です。その辺はちゃんとやらしてもらいますということでした。以上です。

議 長

ありがとうございました。はい、12番 筏津委員。

12番

12番 筏津です。今の件で、関係者としては非常にありがたいですけど、〇〇くん、過去に2回ほど、こっ散らかいてということがありますんで、そのことをきちんと本人さんに言って、そのようなことがないようにしてほしいです。それからもう一つ、これは管理機構から〇〇さんが借りてますんで、借り取るのを〇〇くんが借りる。というのも、一旦解約してと思うんですけど。今も2件ほど土地があるんで、それを全部解約して、直に管理機構から〇〇さんにするようにしてほしいですけど。そういうのはできんか。

8番

その件はこっちが動くんでなしに、特に今、相談を受けとるのが、我々としては、農業委員としては、相談はそれだけです。管理機構が〇〇とやっとなった契約がどうなって、いつの段階で〇〇さんに行ったんかというのが分かりませんで、〇〇さんが作った分が1年ぐらいでできなんだという土地、そんなは土地の下の方に基盤が堅い部分が出て、水はけが悪いと。作ってみたけどスイカが上手く作れんと。だけ、あれはそういうような形で借りとったけども、やっぱり条件が悪い。そういうことも含めた理解をした上で、その辺はまた検討しましょう。

議 長

中間管理機構については農林課サイドでまた確認等お願いいたします。

8番

それともう1点、③に書いてありますけど、農家相談を受けたときに、〇〇さんは、今も作りよるところの隣の畑に借りたいと言っとんなって、河本委員さんに電話で話をして、その結果も併せて報告したいと思います。

10番

〇〇〇というところに、隣接したところを借りるようになって、その隣の分は、事務局にはもう回答しておりますけど、作ってもらって結構ですと地主の方から了解は得ております。ただし、中間管理機構は、新規就農者に土地を確保するために貸しますという形をしたら、そのあと、新規就農者が1年先でないと就農できんという場合の管理はどうなるんかな。

議 長

この件については農林課の担当者から回答してください。中間管理機構は、いわゆる、借り受けて3年間保管しますがその間どうするかということ。

農林課 農林課の梶本です。今回のケースは3年間とかではなくて、新規の方が新規就農者となって速やかに耕作する、その土地が必要であるということで、事前に管理機構が農地をおさえるということです。今の質問は、その新規就農者の方が耕作される前に誰が管理するかということであると思います。時期にもよるとは思いますけれども、何件もあるわけでもないわけですので、その都度その都度確認しながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 とにかく農地が荒れんようにしてもらわないけません。

1 2 番 1 2 番 筏津です。新規就農者って何年までが新規になるのですか。5年か3年か10年か。

農林課 少なくとも、給付金の対象になるのが5年になってます。5年間。

1 2 番 5年が新規就農者か。

農林課 そうです。交付金の年は5年という位置付けです。以上です。

1 0 番 関連してですけど、このたび新しく確保した土地を、何とか管理せないけんぞって新規就農者に言ったら、まだ何もないんです。トラクターも何も。とにかく道具が全く無いんです。だから、新規就農者はそれを管理する能力が無いんです。そういう場合はどうなるのかな。

議 長 だから、さっき言ったように、中間管理機構が一旦借り受けたものは、次の担い手が作るまでは管理する義務があるんです。ですから、人頼んで草刈りしたりしてますんで、心配いらんと思います。

他にございませんか。ないようでしたら次に入らせていただきます。

(5) 議 事

議 長 日程（5）議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。事務局。

事務局 本日の議案につきまして、議案資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。資料の2ページから3ページのとおり6件、合計9筆の所有権移転の申請が出ております。

続きまして、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございますが、こちらは5ページのとおり1件の申請が出ております。

続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案の7ページのとおりでございます。3件の申請が出ております。

続きまして、議案第26号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、こちらは9ページのとおり4件の申請が出ております。

続いて、議案第27号 競売買受適格証明願についてということで、11ページのとおりに、3条の買受適格証明が2件出ております。

続いて、議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の14ページから19ページまでのとおりに、15件の利用権設定の申出が出ております。

議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、23ページのとおりに1件の申請が出ております。

続いて、議案第30号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてということで、25ページからのとおりに2件の協議をいただいております。

議案第31号 農用地利用配分計画についてということで、49ページからのとおりに2件の協議がでております。

本日の議題につきましては以上でございます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは早速、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、委員の皆さんにお諮りいたします。ご質問・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 異議なしということで、この件につきましては承認といたします。

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして4ページ、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたしますが、その前に、本件につきましては本日午前9時30分より、当番委員であります、數馬委員・塚根委員・藤井代理・森石局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して數馬委員より報告をお願いいたします。

13番 現地を確認してまいりましたが、問題がないと全員一致で帰っております。以上です。

議長 只今、報告がございましたとおり、現地確認の結果、問題なしということでございます。質疑を求めます。はい、河本委員。

10番 クヌギというのは、シイタケの原木かいな。そういうものだったら、別に、農地外にせんでもいいんじゃないかなという気がしたんですけど。

議長 果樹のうちに入りませんので、これは山林の申請。

10番 シイタケ栽培は農業と違うのか。

議 長 原木です。はい、松本委員。

4 番 ここは条件的にはどんなんですか。日当たりが悪いとか。ようは、田んぼにしとったけど、〇〇ったら奥の方で、想像するところでは日当たりが悪いし、クヌギでも植えてシイタケの原木で金儲けしようかとか、そういうような感じですか。

議 長 図面を見てください。

4 番 図面ちょっと見たけど、よう見えん。

議 長 山の中でイノシシが出るところです。水田はこのあたりはほとんど耕作されておりません。ほとんど草ぼうぼうです。もう、田としては利用できません。よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 では、承認といたします。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。この件につきましても同じく、先ほどの当番委員で現地の調査に行っておりますので、數馬委員より報告をお願いいたします。5条の1番と2番。

13番 5条の1番、2番を説明させていただきます。これも、全員一致で問題はないでないかということで現地確認をしております。

議 長 只今の1番、2番は問題なしということでございます。続けて、3番目の件でございます。5筆の一括の申請が出ておりましたが、1件につきまして、現状でまだ問題点が残っておりますので、この件につきましては保留とさせていただきますことを皆さんにご報告いたします。よろしいですね。

(はいの声)

議 長 ということで、1番、2番につきましてはご異議ございませんか。

(なしの声)

16番 1件ちゅうのはどんなだいな。

議 長 3番目の分です。5筆。

16番 5筆の全部かいな。

議長 はい。申請が一括で出とりますからと言ったでしょ。一括で出とる以上は、一つだけ残してというわけにはいきませんので、全てを保留とさせていただきます。

16番 はい、了解。

議案第26号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第26号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても、現地に行っておりますので、同じく数馬委員より報告をお願いいたします。

13番 報告いたします。これも同じメンバーで現地を確認しております。一切問題がないということで、ここについても帰っております。確認しております。

議長 それでは、議案に対する質疑を求めます。ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 異議なしということで承認といたします。

議案第27号 競売買受適格証明願について

議長 続きまして、議案第27号 競売買受適格証明願について、委員の皆さんにお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、只今ありました競売買受適格証明願について説明をさせていただきます。議案の11ページでございます。今回は3条の買受適格者証明ということで、農地を農地として3条で購入されるにあたって、まず、競売に参加する資格を証明するというものでございます。今回は2件出ております。

まず、番号1。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇〇。現況：畑。2,901㎡他2筆、合計で4,699㎡。申請人は〇〇の〇〇〇〇であります。耕作面積は59,013㎡。労働者数、耕作者数が4人でございます。申請地における下限面積は5反となっておりますので、耕作面積はこれを十分クリアしております。競売であります。ちなみに土地の所有者は、資料にありますとおり〇〇〇の〇〇〇で、競売の見積金額としましては、全筆で75万8千円となっております。

続きまして、番号2。土地の所在地は〇〇〇〇〇〇〇。現況：田。672㎡他3筆、合計4筆で3,636㎡でございます。こちらにつきましては、申請人は公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構でございます。農地中間管理機構による農地売買等事業のため取得するものでございます。土地の所有者は〇〇〇の〇〇〇〇で、見積価格は全筆で90万円ということになっております。

いずれも3条の要件を満たしております。以上でございます。

議 長 只今、議案第27号の説明がございました。皆様のご質疑を求めます。ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議案第27号は承認といたします。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の14ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計が56,347㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては14ページから19ページまで15件、記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、20ページ、21ページのとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第28号につきまして説明がございました。ご質問等ございますか。ありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 異議なしということで、議案第28号は承認といたします。

議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、22ページ、議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても午前9時30分より、先程の同メンバーで現地を確認を行っておりますので、数馬委員より報告をお願いいたします。

13番 発表いたします。現況を調査に行ってまいりました。これについては、助成金は3万円でもいいじゃないかということで決まりました。以上でございます。

議 長 只今の第29号につきまして、現地確認の結果、草が相当多く生えておりまして、3回以上の耕耘等が必要で、農地に復元するというところで、1万円から3万円のうちの、10aあたり3万円の助成金ということで報告がございました。いかがですか。皆様のご意見をお伺いします。異議ございませんか。

(はいの声)

議 長 異議なしということですので、議案第29号につきましては承認といたします。

議案第30号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第30号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号でございます。資料の25ページから説明させていただきたいと思っております。冒頭に申し上げましたとおり、今回、協議が2件出ております。倉吉5と倉吉6でございます。

まず、倉吉5につきまして、26ページからご説明させていただきたいと思っております。協議番号 倉吉5でございますが、計画用途は住宅。除外の理由としまして、申請者が地元に戻り父の農業後継者として住居を移転する計画をしたところ、実家は古くて不便であり建替えるにも面積が狭いため、付近の農地以外の土地を当たったが適地がなかったということで、やむを得ず農地を転用し住宅を建築するものでございます。協議地の概要は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地所有者は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇でございます。地目は田で、面積は1,373㎡ですが、今回の除外の計画はその内の499㎡でございます。協議地利用計画の概要ですが、施設等の設置者は〇〇の〇〇〇〇さんでございます。施設設置予定時期は許可後ということで、関係機関との調整状況は27ページ5番、6番のとおりでございます。それから、市町村長の考え方につきましては28ページの別紙のとおりでございます。法第13条第2項の検討ということで農振除外5要件についてそれぞれ記載されております。いずれについても要件を満たしているものでございます。以降、資料、図面等がついております。25ページに戻っていただきまして、協議番号 倉吉5の協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分は、小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地。許可基準につきましては集落接続ということに該当しておりますので、転用見込みが有りと判断しております。

続いて、倉吉6ですが、資料の40ページでございます。協議番号 倉吉6。除外後の計画用途は駐車場でございます。果樹園として耕作されておりましたが、所有者が高齢になり通作も不便で管理も困難となったところ、〇〇〇〇〇さんが駐車場として活用したいと要望があり計画されたものです。協議地につきましては倉吉市〇〇〇〇〇〇〇〇。所有者は〇〇の〇〇〇〇。地目は畑、1,063㎡でございます。JRの線路際の土地でございます。利用計画の概要につきましては〇〇の〇〇〇〇〇が駐車場とするものです。41ページに関係機関との調整状況。それから、市町村長の考え方は42ページに書いてございます。要件は満たしているものでございます。こちら、25ページに戻らせていただきますと、協議番号 倉吉6につきましても、農地区分は小集団の生産力の低い農地。第2種農地でございます。許可基準は代替地なしということで、転用見込み有りと判断しております。以上でございます。

議 長 只今の件につきまして、皆様のご意見・ご質問等ございませんか。

(はいの声)

議 長 では、議案第30号につきましては承認いたします。

議案第31号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第31号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。それでは事務局、説明してください。

事務局 農用地利用配分計画ですが、50ページのとおり、2件5筆の配分計画が出ております。設定する農地権利等につきましては50ページ記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等については52ページ、並びに53ページに記載しております。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。皆さんのご質疑を求めます。何かございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議 長 異議なしと認め、議案第31号は承認いたします。

(6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出について。隅主任から。

事務局 それでは、別冊をご覧いただきたいと思います。別冊の(1)について、表紙をはぐっていただいた2ページでございます。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書で、届出日は平成30年6月6日。届出者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。転用目的は、周辺地域における携帯電話サービスの改善のため無線通信用電波塔(鉄柱)を設置するものでございます。届出地、位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。こちらの許可の要らない根拠につきましても一番下のところに書いてあるとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今の許可を必要としないこれは報告事項だけでございます。続いて、(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について説明してください。

事務局 今月もあっせんが多く、5件ございました。3ページ①、相談者は〇〇〇〇さん。〇〇〇の方でございます。〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇等の農地の売買のご相談でございました。4ページ②は〇〇の農地になります。売買、賃貸借もしくは使用貸借というご相談でございました。5ページ③、〇〇〇でございます。

〇〇〇さんという方から、賃貸借のご相談でございました。3筆、全部で7反ぐらいになると思います。6ページ④でございます。〇〇〇の〇〇〇〇さんという方から売買、賃貸借の申し出でございます。最後に7ページ⑤でございます。〇〇〇〇さんという方。〇〇の農地ですけれども、売買、賃貸借もしくは使用貸借のご相談でございました。あっせん委員の選任をよろしく申し上げます。

議 長

只今、あっせんの申し出があった件、たくさん出ておりますが、まず、3ページ①の〇〇〇の〇〇さんの件につきまして、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇。これは小鴨地区になりますので、数馬委員と林委員にお願いいたします。続きまして、②。これも生田。これも2名同委員でお願いします。はい、林委員。

7 番

7番 林です。これ、〇〇さんの荒れとった土地だと思います。小屋が建って木が生えとった。こないだ見たら撤去してありましたし小屋も無かったようには見えますけれども、この斜線の分と白線の分、これは2つで1くぼだと思っておりますけど、白線の分はどうされるか。これが一枚だったら作ってもらうのも楽なんですけどもと思って、ちょっと質問を。

議 長

これが一枚で耕作できるようだったらあっせんもしやすいということですね。

7 番

もうすでに目星は付けとります。

議 長

了解です。続きまして、③。これも中河原。林委員、数馬委員。次の④は〇〇〇。上小鴨。谷本委員と小谷義則推進委員。よろしく申し上げます。次は最後の⑤。奥の方だと聞いたけども、〇〇さんの土地です。涌嶋委員、1人でいいですか。では、涌嶋推進委員にお願いします。

続きまして、(3) 農地等あっせん活動の状況の報告について、松本委員。

4 番

①の相談者が福寄さんの件ですが、所有者の〇〇〇〇さんは、6月28日に亡くなられて、奥さんがそれまでに相談されたケースですが、西谷委員のはからいで全部片付きました。ちなみに、上の2つの〇〇〇〇〇〇〇〇と〇。これは新規就農者の〇〇さんが、若い人ですけれども、こっちに都会から帰ってこられて、今農業に一生懸命増やしておられる。その方がやるということです。それから、下の件は〇〇〇〇さんが作っておられるすぐ下だということで、じゃあ私が作ろうということで、〇〇さんのケースは全部片付きました。

それから、②の〇〇〇〇さんの件ですが、これは売りたいということのようです。売りたいという相談、売買ですが、現場行ってみました。今の耕作者は、〇〇の分が〇〇〇〇〇〇〇〇さんという方が耕作しておられます。荒れとるで作ってくれということで、無償で今までずっと作ってきとると。なら買ってごせということになると、よう買わないということでした。それで、おいおい誰か買う人を見つけるしか手がありません。これも現場行ってみましたけど、非常に、日陰の狭い、耕地整理はしとるんですけどなかなか手が出ないなというような場所ではありました。それから、上の方の〇〇は〇〇さんという方が、今、耕

作というか打つとるという程度ですけど、それはなぜかと言ったら、家の前で草ぼうぼうになつとるで、よう作らんけど美観を損ねるで私が打ってますということで、そこは家の前だから私が買ってでもいいという状況になつとるんで、この人がおそらく土地を買われるんじゃないかと。屋敷のすぐ前の田んぼで1反ほど、950㎡ですか。そういう状況で、ただ、相談者が〇〇におられますんで、ならすぐにつてことにならんで、連絡取って、どうも盆頃帰られるような話だったもので、その時に、推進委員と私を交えて、売買の話というかそういうあっせんをしたいという状況です。以上です。

議長 大変ご苦労さんでした。ありがとうございます。続きまして③の〇〇さんの分。〇〇〇〇ですが、塚根委員、お願いします。

塚根推進委員 推進委員の塚根です。〇〇〇〇さんの畑です。田倉委員さんと私がタッグを組みまして、すでに会議資料18ページにも載っておりますが、〇〇〇〇さんという方の利用権設定を行っております。

議長 ありがとうございます。皆さんにこのようにあっせん活動をしていただいて、次々と実績が現れております。大変ありがとうございます。それから、先般、ちょっと、〇〇〇の小っちゃい畑地、428㎡のありました。建築業者と私が中を取って話をして、売買が成立いたしまして、宅地造成をして売るといふことで話が付きましたんで報告いたします。

続きまして、(4)農地パトロール及び懇親会について報告いたします。

事務局 7月30日、9時からJA 営農センターで出発式を行います。1から9班の体制でさせていただきたいと思ひます。市職員と共済組合職員も対応したいと思ひます。その後、慰労を兼ねての懇親会をシティホテルで18時45分に開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

遊休農地の定義を説明します。耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地って紛らわしい表現ですが、まず、耕作放棄地っていうのは、統計上の用語で、農業センサスで使われる用語です。これは、過去1年間作付けせずにこの数年の間作付けする考えのない土地ということで、本人の主体的な意向が反映しており、現場を見てもわかりません。これは統計上の表現です。耕作放棄地というものがありますが、パトロールで見るとは耕作放棄地ではなくて、遊休農地、荒廃農地ということ。遊休農地、荒廃農地の意味は同じと考えていただければと思ひます。荒廃農地はA分類、B分類とありますが、このA分類に当たる農地というのは、1号遊休農地、農地法第32条第1号の農地とイコールだということ。です。

次に、不作地と荒廃農地の違いを説明します。通常のトラクター、耕耘機とかで、耕作が可能になるような土地については、荒廃農地じゃなくて不作地です。多年生の雑草、短い木などが繁茂しているような状況。これは通常の農機具では簡単には耕作できないので、ここまでくると荒廃農地、遊休農地です。資料裏面の上の方にあるのは、雑草を除去すれば耕作可能であるので、この程

度であれば、遊休農地、荒廃農地としてカウントするのではなくて、不作地ということで判断していただいて、逆に下の方にありますような、ちょっと樹木が出てきておるようなもの。こういったものは荒廃農地、遊休農地ということで判断していただければと思います。例年の通り地図とリストをお渡ししますので、リーダーの方を中心に農地パトロールをよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 暑い最中パトロールした後、生ビールでも冷たいのを一杯飲んだらということがありまして、今回初めて、そういうことをしたらどうかなと、金信委員長にも相談して決めさせていただきました。皆さんが多数、懇親会にも参加していただきたいなと思っております。

(5) その他。何かございますか。はい、鐵本委員。

1 1 番 1 1 番 鐵本です。農業会議の会長とか決められとったら発表してください。

議 長 2 2 日に鳥取の白兔会館で県の農業会議の総会がございまして、そこで、理事6名、監事3名で互選会をしました。監事は意見を述べるだけで議決権はございません。6名の内1名、中央会会長が欠席でございました。会長に続投で上場会長、副会長に智頭の小林会長、そして、南部町の恩田会長ということで、三役を決定させていただきました。監事につきましては八頭町の横山会長、三朝の山本会長、そして米子の高西会長、3名でございます。これで、これから2年間ということで話をしたところでございます。以上でございます。よろしいですか。

その他、皆さんで何かございますか。最後になりましたが、実は、今日は農泊についての研修会ということで、全国農業新聞に載せていただければということで取材に、農業会議の倉益局長がお出でになっております。紹介いたします。皆さんご存知ですけど一応。

倉益局長 いつもお世話になります。倉益です。山脇会長も理事として農業会議の運営に携わっていただいておりますので、皆さんの声を代表して私どもに叱咤激励頂いております。今後ともよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。今日はその後ずっと傍聴していただきました。その他ないようですので、これもちまして本日の農業委員会を閉会いたします。

— 午後2時30分 閉 会 —